



## 国民健康保険制度

国民健康保険（国保）とは、病気やけがに備えて被保険者のみなさんが保険税を支払うことで、病院や薬局で支払う額を少なくするための制度です。外国人の方でも3か月以上の在留期間があれば、国保に加入しなければなりません。

（医療目的・観光目的は除く）

加入すると、1人に1枚の資格確認書等を渡します。帰国の時には市役所に返してください。

### 保険給付の内容

1. 病気やけがで通院・入院した時、資格確認書等を提示すれば、医療費の自己負担は30%になります。
2. 高額療養費：医療費の自己負担額が決められた金額を超えた時、超えた額をお返しします。
3. 出産育児一時金・葬祭費の支給：国保加入者の出産時・死亡時に支給されます。日本国外で出産する場合は、事前に相談してください。

### 必ずしなければならない手続き



#### 国保に加入する

いつ？

東広島市に転入したとき

どこで？

市役所

いつ届出をしても、加入日（\*）は転入日になります。加入月から保険税がかかります。加入の届出が遅れると保険税を遡って納めることになります。

\* 勤務先の健康保険から国民健康保険に切り替わる場合の加入日は、勤務先の健康保険を辞めた日になります。

転入の際、郵便局に転居届を提出してください。インターネットでも手続きできます。

#### 国保をやめる

いつ？

東広島市から転出または帰国するとき

どこで？

市役所



東広島市から転出または帰国するときは、できるだけ早く窓口で手続きしてください。転出（帰国）する月以降の保険税を既に納めている場合、その保険税が返せなくなる可能性があります。また、手続きをしないと保険税がかかります。

もってくるもの：

- ・ 窓口に来る人の在留カード
- ・ 世帯主と転出または帰国する人のマイナンバーカード
- ・ 転出または帰国する人の国民健康資格確認書など

また、社会保険に加入した場合も国保をやめる手続きが必要です。

### 資格確認書の見かた

資格確認書の有効期限

有効期限 令和9年7月31日

この資格確認書を使える人

東広島 太郎

保険税を支払う人

東広島 太郎

資格確認書の有効期限が在留期限の次の日になっていることがあります。在留期限を更新したら、在留カードを持って市役所に来てください。

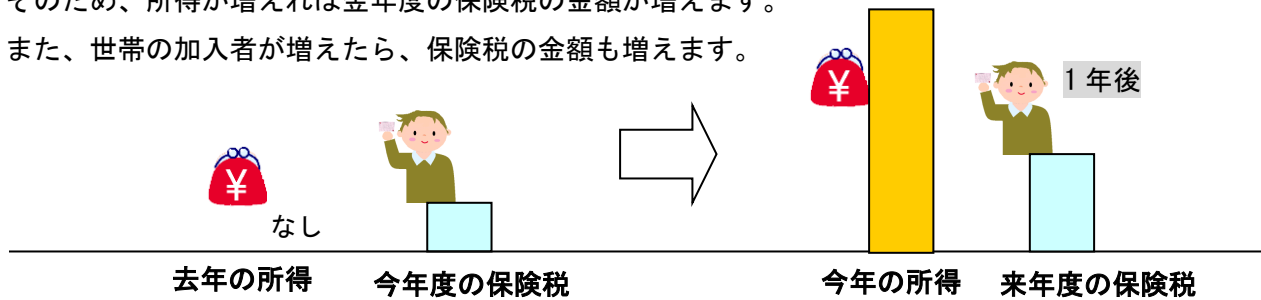
在留資格が「特定活動」の人は「指定書」がついたパスポートも必要です。

## 保険税の金額の決まりかた



保険税は、加入者の前年の日本での所得をもとに計算します。  
そのため、所得が増えれば翌年度の保険税の金額が増えます。  
また、世帯の加入者が増えたら、保険税の金額も増えます。

所得がなくても、学生でも、**国民健康保険税**は払わなければいけません。



## 保険税の納付方法

保険税は世帯主が支払います。

毎年7月にその年度の保険税の金額の通知と8月から使える新しい資格確認書を世帯主宛てに郵送します。届かない場合は市役所へ連絡してください。

その年の4月から翌年の3月まで（12か月分）の保険税を8回に分けて、指定の金融機関やゆうちょ銀行の窓口またはコンビニで直接納付するか、口座振替により納付します。

12か月分を8回で分けるので、1期あたりは約1.5か月分となります（支払いのない期間が4か月間あります）。

令和8年4月～令和9年3月（12か月分）

| 期別  | 納期限           | 税額 |
|-----|---------------|----|
| 1期  | 令和8年 7月31日(金) |    |
| 2期  | 8月31日(月)      |    |
| 3期  | 9月30日(水)      |    |
| 4期  | 11月 2日(月)     |    |
| 5期  | 11月30日(月)     |    |
| 6期  | 12月25日(金)     |    |
| 7期  | 令和9年 2月 1日(月) |    |
| 8期  | 3月 1日(月)      |    |
| 合 計 |               |    |

口座の登録をしてください！

**国民健康保険税のお支払いは  
原則口座振替です**

必要なもの：●通帳またはキャッシュカード ●通帳の届出印  
市役所か東広島市内の金融機関で手続きができます。  
キャッシュカードだけで手続きができる場合もあります。



**納期限内に税金を払いましょう**

税金を払わない人・連絡を無視した人は30%の自己負担で病院に行くことができなくなるほか、口座からお金を取られたり、車が使えなくなります。

## 前年の所得を申告する

いつ？ 毎年2月または5月

国民健康保険税は、加入者の前年の所得をもとに計算します。

所得が一定額を下回る場合、保険税が軽減される制度がありますが、所得を申告していないと、適用されませんので、所得の有無に関わらず申告してください。

所得の申告が必要な人には、毎年2月または5月に申告書を送りますので、記入して同封の返信用封筒で送り返してください。

問い合わせ先：東広島市役所 国保年金課  
(Tel) 082-420-0933 (Fax) 082-422-0334